⑸　工事概算数量
　床版取替工　約１千㎡
　床版防水工　約１千㎡
　舗装工　１式
　詳細設計　１式
⑹　工期　契約締結日の翌日から1,080日間（週休２日制モデル工事）
　半導体及び鋼材等の資材の不足及び調達遅延を含め、受注者の責によらない事由を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、契約書第22条の規定に基づき、受注者からの工期延長の請求の措置により、工期延長の協議を行うことができるものとする。
⑺　本工事は、全ての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。
⑼　本工事は、申請時に設計図書に参考として示した図面及び仕様書において品質・安全・工程等に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の大きな変更を伴う提案は「不適格」とすることがある。
⑽　本工事は、電子契約によることができる。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
⑾　契約制限価格を上回った場合の取扱い
　本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
　見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、会社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。
　なお、協議の相手から提出された入札価格により、協議相手を選定しない場合がある。
⑿　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
⒀　週休２日制モデル工事　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事」（発注者指定方式）である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。
⒁　本工事は、工事の契約締結に伴い、関連する工事の調査・設計及び施工を約定した基本契約を契約締結し、基本契約に基づいて本工事を契約締結することを条件とした工事である。
　基本契約に含まれる工事概要は以下のとおりとし、詳しい内容は、特記仕様書の補足事項又は設計図面の参考資料として示す内容とする。
①　基本契約名 中央自動車道（特定更新等）諏訪湖ＳＡ～岡谷ＪＣＴ間床版更新工事
②　基本契約対象工事の工事場所
　中央自動車道　西宮線
　自）長野県諏訪市中州
　至）長野県岡谷市川岸東
③　基本契約対象工事の工事内容　本工事は、中央自動車道 花岡第二高架橋（上り線）、花岡第一高架橋（上下線）の床版取替を行う工事である。
④　基本契約対象工事の概算数量
　床版取替工　約３千㎡
　床版防水工　約３千㎡
　舗装工　１式
　詳細設計　１式
⑤　基本契約の有効期間　契約締結日の翌日から1,800日間（週休２日制モデル工事）

2　競争参加資格
　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、八王子支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　「令和５・６年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上である者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上である者であること。）
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「令和５・６年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上である者の２者又は３者で構成された共同企業体であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,200点以上である者であること。）なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された共同企業体。
⑷　以下に示す地理的条件に該当する者であること。　制限なし（全国）
⑸　施工実績　平成20年度以降に元請としてしゅん功認定された、以下に示す同種工事の実績を有すること。ただし、施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功認定された工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成20年度以降にしゅん功認定された工事を含む。）である場合にあっては、請負工事成績評定要領第３条第２項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。
　なお、求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）
①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
　求める実績
　工事橋面積1,310㎡以上のＰＣ合成桁橋における橋梁床版の新設又は取替を行った工事（橋梁床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。）
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
　求める実績
　橋梁床版の新設又は取替を行った工事（橋梁床版は、現場打ち床版、プレキャスト床版を問わない。）